環水大水発第 2303084 号 令 和 5 年 3 月 8 日

各都道府県知事·政令市長 殿

環境省水·大気環境局長 (公 印 省 略)

窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部 を改正する件(告示)の施行について

窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を 改正する件(令和5年2月環境省告示第3号)が公布され、同日から施行され た。

本告示は、環境省が関係省庁及び地方公共団体の協力を得て調査した結果等を踏まえ、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。)別表第二の備考6又は7の規定に基づき、環境大臣が定める湖沼として、別記のとおり窒素規制対象湖沼及び燐規制対象湖沼を追加又は削除するものである。

本告示の施行に当たっては、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(昭和60年6月26日付け環水規第135号環境庁水質保全局長通知)及び「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成5年9月10日付け環水規第255号環境庁水質保全局長通知)によるほか、下記事項に十分留意の上、円滑かつ適切な運用に努められたい。

1 経過措置

窒素含有量又は燐含有量についての水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項の規定は、省令別表第二の備考 6 又は 7 の規定に基づき、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたら すおそれがある湖沼として、環境大臣が定めた後に新たに特定施設が設置された事業場からの排出水については、直ちに適用されるが、当該湖沼を定めた際、現に特定施設が設置されている特定事業場(設置の工事をしているものを含む。)からの排出水については、排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令(平成 5 年総理府令第 40 号。以下「府令」という。)附則の 5 又は 7 の規定により、一定期間排水基準の適用が猶予されている。

猶予の期間は、環境大臣が当該湖沼を定めた日から6月間(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。)別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設が設置されている特定事業場については1年間)である。

ただし、環境大臣が当該湖沼を定めた際、既に地方公共団体の条例の規定で 窒素含有量又は燐含有量に関し、法第12条第1項の規定に相当するものがある とき(当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。)は、排水基 準の適用は猶予されない(府令附則の5のただし書又は7)。

また、窒素含有量若しくは燐含有量についての排水基準に係る湖沼として環境大臣が定めた湖沼又は窒素含有量若しくは燐含有量についての排水基準に係る海域として環境大臣が定めた海域の流域に立地しているため、その排出水について窒素含有量又は燐含有量についての排水基準が既に適用されている事業場が環境大臣が新たに定めた湖沼の流域に位置する場合には、当該湖沼を定めた日から6月間(施行令別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設が設置されている特定事業場については1年間)は、当該事業場からの排出水は従前の排水基準に関する法第12条第1項の規定が適用される(府令附則の6又は7)。

2 海域の暫定排水基準との適用関係

現在、窒素又は燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域の流域に位置し、かつ、その排出水について海域の暫定排水基準が適用されている特定事業場が、新たに環境大臣が定めた窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼の流域に位置する場合には、府令附則別表第二の備考2又は3の規定により、その排出水については、海域に係る暫定排水基準は適用されず、湖沼に係る排水基準が適用される。

(別記) (a)規制対象外から、新たに燐規制を行う湖沼(対象外⇒P)

(a) 		、新たに燐規制を行う湖沼(対象外⇒P)	
No.	都道府県	湖沼名	所在地
1		卯原内ダム貯水池	北海道網走市
2		留萌ダム貯水池	北海道留萌市
3		エルムダム貯水池	北海道赤平市
			北海道石狩郡当別町
4		当別ダム貯水池	
5	北海道	忠別ダム貯水池(忠別湖)	北海道上川郡東神楽町及び東川町
6	北海道	民安ダム貯水池	北海道天塩郡天塩町
7	北海道	雄武ダム貯水池	北海道紋別郡雄武町
8	北海道	下新冠ダム貯水池	北海道新冠郡新冠町
9		夏坂ダム貯水池	青森県三戸郡田子町
10		金越沢ダム貯水池	岩手県一関市
	白十年	並越バメム灯 水池 宿の沢ダム貯水池	右ナボー
11			宮城県栗原市
12		岩堂沢ダム貯水池	宮城県大崎市
13	宮城県	二ツ石ダム貯水池	宮城県加美郡加美町
14	秋田県	森吉山ダム貯水池(森吉四季美湖)	秋田県北秋田市
15	秋田県	砂子沢ダム貯水池(夢砂湖)	秋田県鹿角郡小坂町
16		月光川ダム貯水池	山形県飽海郡遊佐町
17	福島県	新宮川ダム貯水池	福島県大沼郡会津美里町
18		木戸ダム貯水池(木戸川湖)	福島県双葉郡楢葉町
19		御前山ダム貯水池	茨城県常陸大宮市
20	栃木県	湯西川ダム貯水池	栃木県日光市
21		市野新田ダム貯水池(菅沼湖)	新潟県柏崎市
22	新潟県	外山ダム貯水池(外山湖)	新潟県佐渡市
23	新潟県	奥胎内ダム貯水池	新潟県胎内市
24	富山県	小牧ダム貯水池	富山県砺波市
25		九谷ダム貯水池	石川県加賀市
26		北河内ダム貯水池	石川県鳳珠郡能登町
27		浄土寺川ダム貯水池	福井県勝山市
	油井乐		福井県南条郡南越前町
28		桝谷ダム貯水池(ますたに湖)	
29		大津呂ダム貯水池	福井県大飯郡おおい町
30		河内川ダム貯水池	福井県三方上中郡若狭町
31		琴川ダム貯水池(乙女湖)	山梨県山梨市
32	山梨県	深城ダム貯水池(松姫湖)	山梨県大月市
33		丹生川ダム貯水池	岐阜県高山市
34		中野方ダム貯水池	岐阜県恵那市
35		小里川ダム貯水池(おりがわ湖)	岐阜県恵那市及び瑞浪市
36	静岡県	太田川ダム貯水池	静岡県周智郡森町
	野 側乐		
37	京都府	畑川ダム貯水池(下山四季彩湖)	京都府船井郡京丹波町
38		大滝ダム貯水池	奈良県吉野郡川上村
39		切目川ダム	和歌山県日高郡印南町
40		殿ダム	鳥取県鳥取市
41	島根県	尾原ダム貯水池(さくらおろち湖)	島根県雲南市
42		志津見ダム貯水池	島根県飯石郡飯南町
43	岡山県	三室川ダム貯水池(しゃくなげ湖)	岡山県新見市
44	広島県	山田川ダム貯水池	広島県世羅郡世羅町
45		真締川ダム(未来湖)	山口県宇部市
46	愛媛県	志河川ダム貯水池	愛媛県西条市
47	高知県	以布利川ダム貯水池	高知県土佐清水市
48		嘉瀬川ダム貯水池(富士しゃくなげ湖)	佐賀県佐賀市
49		井手口川ダム貯水池	佐賀県伊万里市
50	長崎県	高浜ダム	長崎県長崎市
51	熊本県	路木ダム貯水池	熊本県天草市
52		木之川内ダム貯水池	宮崎県都城市
53	宮崎県	田代八重ダム貯水池	宮崎県小林市
		近て八重ラム灯 水池 浜ノ瀬ダム	
54			宮崎県小林市
55		切原ダム	宮崎県児湯郡川南町
56		輝北ダム貯水池	鹿児島県鹿屋市
57	鹿児島県	高松ダム貯水池	鹿児島県阿久根市
58	鹿児島県	清浦ダム貯水池	鹿児島県薩摩川内市
59	鹿児島県	中岳ダム貯水池	鹿児島県曽於市
60		市来ダム貯水池	鹿児島県いちき串木野市
61		串木野ダム貯水池	鹿児島県いちき串木野市
5	近し山田不	ナインリアーバ 小心	から 日本 アイトナール

(b)燐規制に加え、新たに窒素規制を行う湖沼(P⇒NP)

(D/194)	の特殊が明ら加え、初らに主来が明さけが明石(「一〇〇)				
No.	都道府県	湖沼名	所在地		
1	青森県	世増ダム貯水池(青葉湖)	青森県八戸市		
2	岩手県	遠野ダム貯水池	岩手県遠野市		
3	長野県	金原ダム貯水池	長野県東御市		
4	長野県	小渋ダム貯水池(小渋湖)	長野県上伊那郡中川村、下伊那郡松川町及び同郡大鹿村		
5	兵庫県	千苅ダム貯水池(神戸千苅水源池)	兵庫県神戸市、宝塚市及び三田市		

6	岡山県	旭川第一ダム貯水池(旭川湖)	岡山県岡山市、真庭市、久米郡美咲町及び加賀郡吉備中央町
7	山口県	阿武川ダム貯水池(阿武湖)	山口県山口市及び萩市
8	山口県	末武川ダム貯水池(米泉湖)	山口県下松市及び周南市
9	山口県	生見川ダム貯水池(山代湖)	山口県岩国市
10	愛媛県	野村ダム貯水池	愛媛県西予市
11	大分県	安岐ダム貯水池	大分県杵築市及び国東市
12	宮崎県	日南ダム貯水池	宮崎県日南市
13	宮崎県	綾北ダム貯水池	宮崎県小林市
14	宮崎県	立花ダム貯水池	宮崎県西都市

(c)規制対象外から、新たに窒素規制及び燐規制を行う湖沼(対象外⇒NP)

(9///	(4)/36#1/13/07 (4) (
No.	都道府県	湖沼名	所在地		
1	福島県	こまちダム貯水池(こまち湖)	福島県田村郡小野町		
2	新潟県	広神ダム貯水池	新潟県魚沼市		
3	大分県	大山ダム貯水池	大分県日田市		

(d)燃規制を行っていたが、規制対象外となる湖沼(P⇒対象外)

(U//94/		<u>, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	
No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	北海道	豊平峡ダム貯水池(定山湖)	北海道札幌市
2		奥沢ダム貯水池	北海道小樽市
3			秋田県山本郡八峰町
4		管野ダム貯水池	山形県長井市
5		朝日小川ダム貯水池	富山県下新川郡朝日町
6	長野県	水殿ダム貯水池	長野県松本市
7	滋賀県	石田川ダム貯水池	滋賀県高島市
8	島根県	三成ダム貯水池	島根県仁多郡奥出雲町
9	岡山県	三角池	岡山県小田郡矢掛町
10	長崎県	須崎ダム貯水池	長崎県南松浦郡新上五島町

(e)窒素規制及び燐規制を行っていたが、両方の規制対象外となる湖沼(NP⇒対象外)

<u> </u>	(の主人)がいいというだけによっている。 (内がながらがらがらない) というこう (大きな)				
No.	都道府県	湖沼名	所在地		
1	岐阜県	山田防災ダム貯水池(山田湖)	岐阜県飛騨市		

(f)窒素規制及び燐規制を行っていたが、窒素規制の対象から外れて燐規制のみ行う湖沼(NP⇒P)

No.	都道府県	湖沼名	所在地
1	北海道	大沼	北海道亀田郡七飯町
2		佐幌ダム貯水池(サホロ湖)	北海道上川郡新得町
3		浅瀬石川ダム貯水池(虹の湖)	青森県黒石市及び平川市
4	青森県	飯詰ダム貯水池(不動湖)	青森県五所川原市
5		四時ダム貯水池(四時湖)	福島県いわき市
6	新潟県	柿崎川ダム貯水池	新潟県上越市
7			新潟県佐渡市
8		大石ダム貯水池(おおいし湖)	新潟県岩船郡関川村
9		精進湖	山梨県南都留郡富士河口湖町
10	長野県	大座法師池	長野県長野市
11		内村ダム貯水池	長野県上田市
12		高山ダム貯水池(月ヶ瀬湖)	京都府相楽郡南山城村並びに奈良県奈良市及び山辺郡山添村
13			和歌山県田辺市
14		二川ダム貯水池	和歌山県有田郡有田川町
15		七川ダム貯水池	和歌山県東牟婁郡古座川町
16	山口県	木屋川ダム貯水池(豊田湖)	山口県下関市及び長門市
17	徳島県	長安口ダム貯水池	徳島県那賀郡那賀町
18		山財ダム貯水池(鷺里湖)	愛媛県宇和島市
19	福岡県	多礼ダム貯水池	福岡県宗像市
20		吉田ダム貯水池	福岡県宗像市
21	福岡県	久末ダム貯水池	福岡県福津市
22	宮崎県	ーツ瀬ダム貯水池	宮崎県西都市及び児湯郡西米良村